

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険の資格及び給付に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊東市は、国民健康保険の資格及び給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

伊東市長

公表日

令和7年7月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険の資格及び給付に関する事務
②事務の概要	① 国民健康保険法による被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出をいう。以下この号において同じ。)の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務 ② 国民健康保険法による被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(前号に掲げるものを除く。) ③ 国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務 ④ 国民健康保険法第44条第1項の一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤ 国民健康保険法第63条の2の一時差止めに関する事務 ⑥ 国民健康保険法第82条第1項又は第9項の保健事業の実施に関する事務 ⑦ 国民健康保険法第113条の2第1項の資料の提供等の求めに関する事務 ⑧ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律によるオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。) ＜公金受取口座情報の利用＞ ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和4年1月に施行され、令和4年10月11日以降、公的給付の対象者が公的給付支給等口座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムを通じて情報照会を行い、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該対象者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用することが可能になった。 ・対象事務: 高額療養費の支給、高額介護合算療養費の支給、出産育児一時金又は葬祭費の支給、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給、移送費の支給、傷病手当金その他の保険給付の支給 ・高額療養費管理支援システム等の業務システムにおいては、マイナンバー入力(特定個人情報管理)ができないため、まず、給付申請書に記載されたマイナンバーを用いて公金受取口座情報を取得し、次に、この口座情報を当該システムに入力し、最後に、給付申請書に記載されたマイナンバー付情報については、特定個人情報として別ファイルに綴じて施錠管理する。
③システムの名称	国保資格システム、高額療養費管理支援システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、既存住民基本台帳システム、健康管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

国保資格システム情報ファイル、高額療養費システムファイル、療養費台帳ファイル、現物給付証ファイル、特定健診情報ファイル、中間サーバー等で管理する国民健康保険に関するファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	＜国民健康保険の資格及び給付に関する事務＞ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ＜公金受取口座情報の利用＞ ・番号法第9条第1項別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項各号及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13号
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	＜国民健康保険の資格及び給付に関する事務＞ ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42、43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条及び第25条の2 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ＜公金受取口座情報の利用＞ ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 42の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課、健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	保険年金課長、 健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊東市役所 市民部 保険年金課、健康福祉部 健康推進課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1622(保険年金課)、0557-52-3051(健康推進課)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊東市役所 総務部 庶務課 〒414-8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557-32-1234
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か []	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か [十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月26日	I－1 ② 事務の概要	新規追加	⑥、⑦を追加	事前	
平成28年2月26日	I－1 ③ システムの名称	新規追加	健康管理システムを追加	事前	
平成28年2月26日	I－2 特定個人情報ファイル名	新規追加	特定健診情報ファイルを追加	事前	
平成28年2月26日	II－2 取扱者数の時点	平成27年2月19日	平成27年10月31日	事前	
平成28年7月29日	I－2 特定個人情報ファイル名	現金給付証ファイル	現物給付証ファイル	事後	
平成28年7月29日	I－3 個人番号の利用 法令上の根拠	(追加)	伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	事後	
平成28年7月29日	I－5 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部 保険年金課	市民部 保険年金課、 健康福祉部 健康推進課	事後	
平成28年7月29日	I－5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 肥田 耕次	保険年金課長 肥田 耕次、 健康推進課長 村上 千明	事後	
平成28年7月29日	I－7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊東市役所 市民部 保険年金課 〒414－8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557－32－1622	伊東市役所 市民部 保険年金課、 健康福祉部 健康推進課 〒414－8555 静岡県伊東市大原二丁目1番1号 電話 0557－32－1622(保険年金課) 電話 0557－52－3051(健康推進課)	事後	
平成29年6月8日	1-③ システムの名称	国保資格システム、高額療養費管理支援システム、中間サーバー、番号連携サーバ、行政基本システム、健康管理システム	国保資格システム、高額療養費管理支援システム、中間サーバー、番号連携サーバ、行政基本システム、健康管理システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	事前	
平成29年6月8日	3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の30の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一の30の項	事前	
平成29年6月8日	4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)別表第二	事前	
平成29年6月8日	II－1 対象人数の時点	平成27年2月19日 時点	平成29年3月31日 時点	事前	
平成29年6月8日	II－2 取扱者数の時点	平成27年10月31日 時点	平成29年5月22日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月20日	I－5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保険年金課長 肥田 耕次、健康推進課長 松下 義己	保険年金課長 、健康推進課長	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月20日	IVリスク対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
平成31年3月20日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う業務 ③システムの名称	国保資格システム、高額療養費管理支援システム、中間サーバー、番号連携サーバ、行政基本システム、健康管理システム、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国保資格システム、高額療養費管理支援システム、中間サーバー、番号連携サーバ、行政基本システム、健康管理システム、国保総合システム、国保情報集約システム	事後	
平成31年3月20日	II－1 対象人数いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
平成31年3月20日	II－2 取扱者数いつ時点の計数か	平成29年5月22日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	
令和2年1月6日	I－1 ② 事務の概要	(追加)	⑧を追加	事前	
令和2年1月6日	I－1 ③ システムの名称	(追加)	医療保険者等向け中間サーバー等 を追加	事前	
令和2年1月6日	I－2 特定個人情報ファイル名	(追加)	中間サーバー等で管理する国民健康保険に関するファイル を追加	事前	
令和2年1月6日	I－3 法令上の根拠	(追加)	国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 を追加	事前	
令和2年1月6日	I－4 ② 法令上の根拠	(追加)	(オンライン資格確認の準備事務の根拠) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 を追加	事前	
令和2年1月6日	II－1 対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和1年12月27日 時点	事前	
令和2年1月6日	II－2 取扱者数いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点	令和1年12月27日 時点	事前	
令和2年7月14日	II－1 対象人数いつ時点の計数か	令和1年12月27日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	
令和2年7月14日	II－2 取扱者数いつ時点の計数か	令和1年12月27日 時点	令和2年1月31日 時点	事後	
令和3年9月17日	I－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② システムの名称	番号連携サーバ、行政基本システム	団体内統合宛名システム、既存住民基本台帳システム	事後	
令和3年9月17日	I－4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年9月17日	II－1 対象人数いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月17日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和4年12月8日	Ⅱ－1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年12月8日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年3月7日	I－1 ② 事務の概要	⑥ 国民健康保険法第82条第1項又は第2項 の保健事業の実施に関する事務	⑥ 国民健康保険法第82条第1項又は第9項 の保健事業の実施に関する事務	事後	誤りの修正
令和5年3月7日	I－1 ② 事務の概要	⑧ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を 図るための健康保険法等の一部を改正する法 律によるオンライン資格確認の準備事務	⑧ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を 図るための健康保険法等の一部を改正する法 律によるオンライン資格確認等システム稼働に 向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別 符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認 の準備業務」という。)	事後	字句の修正
令和5年3月7日	I－1 ② 事務の概要	(追加)	<公金受取口座情報の利用> ・「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律」が 令和4年1月に施行され、令和4年10月11日 以降、公的給付の対象者が公的給付支給等口 座情報(以下「公金受取口座情報」という。)の 利用を希望した場合に限り、情報提供ネット ワークシステムを通じて情報照会を行い、口座 情報登録システム(デジタル庁)から当該対象 者の公金受取口座情報を入手して振込等の事 務処理に利用することが可能になった。 ・対象事務:高額療養費の支給、高額介護合算 療養費の支給、出産育児一時金又は葬祭費の 支給、入院時食事療養費の支給、入院時生活 療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪 問看護療養費の支給、特別療養費の支給、移 送費の支給、傷病手当金その他の保険給付の 支給 ・高額療養費管理支援システム等の業務シス テムにおいては、マイナンバー入力(特定個人情 報管理)ができないため、まず、給付申請書に 記載されたマイナンバーを用いて公金受取口座 情報を取得し、次に、この口座情報を当該シス テムに入力し、最後に、給付申請書に記載され たマイナンバー付情報については、特定個人情 報として別ファイルに綴じて施錠管理する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月7日	I－3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条	＜国民健康保険の資格及び給付に関する事務＞ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・伊東市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例 第4条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法第9条第1項別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 ＜公金受取口座情報の利用＞ ・番号法第9条第1項別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第1条、第2条第2項各号及び第9条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13号	事前	字句の修正も含む

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月7日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、6、8、9、11、16、17、18、23、26、27、28、29、30、31、33、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、93、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 27、42、43の項 (オンライン資格確認の準備事務の根拠) 番号法附則第6条第4項、国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条及び第59条 (情報照会の根拠)第20条及び第25条	<国民健康保険の資格及び給付に関する事務> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42、43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 (情報照会の根拠) 第25条及び第25条の2 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなく、オンライン資格確認準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	誤りの修正
令和5年3月7日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(追加)	<公金受取口座情報の利用> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)別表第二 42の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条第9号	事前	
令和5年10月11日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年10月11日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月2日	Ⅱ－2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年7月2日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年7月2日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられる対策	(追加)	(項目を追加)	事後	様式の変更に伴う修正